

須坂市 農業委員会だより

第80号

発行編集
須坂市農業委員会
〒382-8511
須坂市大字須坂1528-1
☎026-248-9015



台風19号により農作物に甚大な被害

主な内容

- 台風19号により農作物に甚大な被害
- 台風19号に伴う水害に関する要望書・回答
- 陸砂利採取に関する要望書を提出
- 新規就農者紹介
- 長野県19市農業委員会協議会通常総会開催
- せん孔細菌病について
- 農地パトロールを実施



10月12日から13日にかけての台風19号による豪雨により、千曲川沿線を中心にリンゴ畑・モモ畑等が冠水し、果実等の著しい品質低下や樹体被害等の甚大な被害となりました。

被害額は、6700万円余（11月12日現在）でこの状況を受けて、須坂市農業委員会として10月23日、「台風19号に伴う水害に関する要望書」を神林利彦会長から三木正夫須坂市長に提出しました。

その概要をお知らせします。

全国農業新聞をお読みください

全国農業新聞は、地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業総合専門紙です。

皆様の購読の申し込みをお待ちしています。

【月4回金曜日発行
購読料・月700円（送料、
税込込み）

購読を希望される方は、農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局までご連絡ください。

台風19号に伴う水害に関する要望書・回答

1 千曲川堤外地の農地の復興計画を所有者の意向をふまえ、早急に樹立されたい。

【回答】地域の意向により、地域や農業委員会をはじめとした農業関係団体の皆様と、復興を含めた今後の振興策について相談してまいります。

2 農業共済金を早期に支払うよう関係機関に要望されたい。

【回答】農業共済組合に対し損害評価の早期確認と農業共済金の早期支払について要望してまいります。

3 被災農業者に無利子融資事業を実施されたい。

【回答】無利子融資になるよう利子補給金の給付を予定しております。

4 千曲川堤外地において、倒木や枝折れ等の被害が発生しているため、改植・補植のための苗木購入助成を講じられたい。

【回答】堤外地における被害低減策として、早生種への改植等に対する助成措置を予定しております。

5 樹体被害による病気が心配されるため、消毒薬剤等の購入助成を講じら

【回答】消毒薬剤の助成措置を予定しております。

6 個人では対応できない倒木の処分や土砂の除去を講じられたい。

【回答】倒木により伐採、抜根した樹木の処分については、自主処理をお願いしています。

7 被災農業者の農業所得等に係る市税の減免措置を講じられたい。

【回答】災害に対する減免措置につきましては、地方税法第323条及び平成12年4月1日付自治税企第12号各都道府県知事あて自治省次官通知「災害被害者に対する地方税の減免措置について」並びに、須坂市市税条例第29条第1項により減免該当事業案として措置してまいります。

なお、被災された方には、早急に税務課にご相談いただけますようご案内をお願いいたします。

北相之島町でボランティア活動

須坂市農業委員会では、10月21日、被害を受けた北相之島町の住宅の畳等の災害廃棄物の搬出作業を実施しました。

各委員が軽トラックを持ち込み災害廃棄物を積んでその置き場まで何回も運びました。

被災された皆様が一日も早く元の生活に戻れるよう願っています。



陸砂利採取に関する

要望書を提出

農地における陸砂利採取は、その後の当該農地に与える影響も大きいので、適

正な検査や監視強化を求め、観点から、8月19日に認可権者である長野県須坂建設事務所長あてに陸砂利採取に関する要望書を提出しました。

要望書及びその回答の概要をお知らせします。

要望1 砂利採取における検査の方法を示されたい

要望2 砂利採取における検査の頻度について示されたい。

【要望1・2の回答】

年2回、災害防止施設、掘削方法、業務管理等について立入検査をすることとしています。

併せて、砂利採取着手時と採取完了時に申請どおりに採取されているか。

また、認可条件を遵守しているかを確認することとしてい

ます。

要望3 砂利採取業者に対する講習等の指導をされているのか示されたい。

【回答】当所では、業者に対し講習等指導の実施はしていません。一般社団法人長野県砂利砕石業協会が講習会を実施しています。



「人・農地プラン」に
位置づけられた
当市の新規就農者を
紹介します



小泉 優人さん
(坂田町在住) 32歳

紹介します

を実現しました。

しかし、地域のいろいろな方とのつながりを持てるようになり、学ぶことの多い年でもありました。

また、アルバイトで棚建てもやるようになり、ブドウに係る様々な仕事を今後活かしていけるようにしたいと思っています。

そして、地域の農家の皆様は、勉強熱心な方が多いのでいつも感心させられます。私は、まだ経験不足なこともありますが、地域の皆様のアドバイス等もいただきながら自信の持てる農業経営ができるよう努力していく覚悟です。

現在、種無し巨峰、シャインマスカット、ナガノパープル、クインシーナ、クイーンルージュの栽培をしています。
今年、日照量が少なく雨が多かったこともあり、ブドウの裂果や玉伸びが不良で、改めて農業の難しさ

須坂市で長野県19市農業委員会協議会
通常総会開催される

通常総会開催される

5月22日須坂市で平成9年以來の「長野県19市農業委員会協議会通常総会」が開催されました。

会議小林文彦専務理事兼事務局長を講師として、「農業委員会をめぐる情勢、求められる役割、その対応について」と題し、講演を拝聴しました。農業委員会として大変参考になる内容で改めて頑張つて活動しなければと気持ちを新たにしました。

の皆様にも頼りにされる農業委員会活動をしていきたいと思ひます。

会場となりました須坂迎賓館に、長野県内各市の農業委員会会長及び事務局長が集まり熱心な討論が交わされました。

翌日は、視察研修を行い、長野県果樹試験場で小松宏光場長から現在取り組んでいる試験内容や、果樹を取り巻く様々な状況等について説明をお聞きし、場内を案内していただきました。

総会での協議事項は全て原案どおり認定及び承認されました。

その後、各市農業委員会から提出された、日常業務で抱えている課題や疑問等の議題について意見交換をし、オブザーバーの長野県農政部農業政策課阿部皓祐主事及び長野県農業会議高橋敬三農政・農地部長からアドバイスを受けました。

総会終了後、長野県農業

今後ともこうした各市のつながりを大切にして、地域



せん孔細菌病について

今年は、モモ・ネクタリン等にせん孔細菌病の発生が多く見られました。

せん孔細菌病の対策について、要点をまとめましたので参考にしてください。

(1) 発生時期・生態

せん孔細菌病は、細菌の感染によって発生する病害。また、風あたりが強い場所でも多発しやすい。新梢の芽基部内で病原菌が潜伏越冬し、開花期から6月頃になると、枝に「春型枝病斑」と呼ばれる病斑が生じ、一次伝染源となる。春先の枝（一次伝染源）で繁殖した病原菌が雨風などで分散し、梅雨で盛期となり、葉や果実に伝染する。葉などの病斑から二次感染を起こす。夏期に一時的に停滞するが、9月以降、二次感染が多くなる。

(2) 防除のポイント（*農薬だけでは防ぎきれない）

① 春型枝病斑の剪除（耕種的防除）

葉・果実に病斑が見られたら、上部、又は周

②

辺部に必ず春型枝病斑が存在する。↓春型枝病斑は見つけ次第切除し焼却処分する。

薬剤防除 生育期間を通しての防除が必要。果実感染は梅雨明けまで続く。収穫後の防除も不可欠。

③

地域全体で取り組む一つの園地で完璧に病斑を切除しても周辺圃場で蔓延していると伝

染する。↓地域全体で取り組む。果実感染の場合は、薬剤防除後、早めに袋かけを行う。

④

風対策 設置可能であれば暴風ネットなどを設置して風による蔓延を防ぐ。園の外周部、風あたりの強いところは、比較的強い品種を栽培する。

(3) 春型枝病斑の特徴は？

枝病斑より先が枯死することは少なく、枝の先枯れもほとんどない。



果実の被害
褐色の微小な病斑を生じ、果実の生長に伴い深い亀裂のある病斑になる。



葉の被害
5月頃からみられ、病斑部は褐色、不整形で部分的にせん孔する。

写真提供：長野県病害虫防除所
長野県果樹試験場

農地パトロールを実施!

農業委員会では、農地法第30条に基づく農地の利用状況調査（農地パトロール）を8月から9月にかけて、市、JA、土地改良区のご協力をいただき市内全域で実施しました。

この調査の結果、遊休農地と判断された農地について、所有者の皆様へ今後その農地をどのようにしていくのか利用意向調査をさせていただきます。

なお、利用意向調査の回答期限までに回答がない場合や、回答した意向どおりに農地を利用しない場合は、農地中間管理機構（県農業開発公社）との協議を勧告することになります。

勧告の対象となった農地については、固定資産税が増額（1.8倍）になる場合があります。

貴重な財産である農地を適正に管理していただくようお願いします。



農業者年金で安心して豊かな老後を
たす方ならどなたでも加入できます。

① 国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く。）
② 年60日以上農業に従事
③ 60歳未満

農業者年金のメリット
① 女性に優しい（奥様も単独で入れます）
② 税制面で大きな優遇措置があります

③ 若年層には保険料の国庫補助による手厚い政策支援があります。

農業者年金に関するお問い合わせは、農業委員会事務局または、JAながの須坂支所農業者年金担当窓口までお願いします。

JAながの須坂支所
農業委員会事務局
☎026-248-9015
☎026-245-1300

編集後記

今年も残すところわずかと残りましたが、秋の収穫期に台風19号により農作物にも甚大な被害が発生してしまいました。被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。毎年のように沈みかちる台風のような前向きな気持ちを持ちたい。前向きな気持ちで、前向きな農業を営んでいきたいと思います。農業委員会も一杯頑張っています。皆様にとっても明るい未来が希望の持てる明るい未来になることを祈ります。来年もよろしくお願いたします。

情報・研修委員会（編集委員）

- 委員長 坂本正雄
- 委員 宮尾哲雄
- 委員 春原郁博
- 委員 中原郁博